

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○薬事法施行令の一部を改正する政令  
(三二五)

### 〔省 令〕

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇九）  
○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五一）

### 〔告 示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件（総務三二五）  
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることができない事務所を指定した件の一部を改正する件（同三二六）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることができない事務所を指定した件の一部を改正する件（同三二七）  
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件  
（政治資金適正化委六一）  
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同六一）  
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四一一）  
○日本国に帰化を許可する件（同四一一）  
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件（文部科学一三四）  
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件（同三三五）  
○薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働三六四）  
○平成二十七年産産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（同三六五）  
○平成二十七年産産あへんの収納価格を定める件（同三六六）  
○薬事法施行規則第二百六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間を定める件（同三六七）

○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三六八）  
○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同三六九）  
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三七〇）  
○薬事法第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三七一）  
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産二二九四）  
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（同二二九五）  
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境八）  
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九一九、九二〇）

### 〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 財務省

### 〔官庁報告〕

法 務 公証人任免（法務省）  
労 働 最低賃金の改正決定に関する公示（高知労働局最低賃金公示一）

### 国家試験

国会議員政策担当秘書資格試験合格者  
（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）  
第十回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）  
平成二十六年船舶に乗り組む衛生管理試験の実施に関する公示  
（国土交通省）  
第五十六回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）

### 〔公 告〕

### 官庁 諸事項

貸貸住宅管理業者の登録抹消関係裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

別表第一の二の(ロ)の表合計の項を次のように改める。

合計	三二七	八四二	四一四
別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。	五五五	六六九	
施設の整備に要する経費	二六一	五二二	
設備の整備に要する経費			
別表第一の三の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。			
別表第一の三の表合計の項を次のように改める。	七七六	一、一九〇	

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十四号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年九月二十六日  
第一号中(ロ)を削る。

○厚生労働省告示第三百六十五号

あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十一条の規定に基づき、平成二十六年十月一日から平成二十七年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 けし耕作者

栽培 区域

栽培 面積  
三・〇〇アール

二 甲種研究栽培者

栽培 区域

栽培 面積  
四・五〇アール  
三・五九アール  
一・五〇アール  
〇・〇〇アール  
一・〇〇アール

北海道名寄市

茨城県つくば市

東京都小平市

長崎県長崎市

鹿児島県熊毛郡中種子町

○厚生労働省告示第三百六十六号

あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十七年においてあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十一万五千円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省告示第三百六十七号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間

間

第一条 薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、別表上欄に掲げる成分並びに当該成分の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

第二条 薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、同項に規定する区分等表示変更医薬品に有効成分として含有される別表上欄に掲げる成分(当該成分の水和物及びそれらの塩類を含む)に応じ、同表下欄に掲げる日から起算して一年間とする。

別表

一般名	適用日
メキタジン	平成二十六年九月二十六日
ケトチフェン・ナファソリン	平成二十六年十月三日
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成二十六年十一月七日

○厚生労働省告示第三百六十八号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省告示第二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第八号中(999)を(100)とし、(943)から(998)までを(948)から(1003)までとし、(942)を(946)とし、その次に次のように加える。

(947) リバズジル

第八号中(941)を(945)とし、(832)から(940)までを(836)から(944)までとし、(831)を(834)とし、その次に次のように加える。

(835) ポスチニブ

第八号中(830)を(833)とし、(638)から(829)までを(641)から(832)までとし、(637)を(639)とし、その次に次のように加える。

(640) バニプレビル

第八号中(636)を(638)とし、(410)から(635)までを(412)から(637)までとし、(409)を(410)とし、その次に次のように加える。

(411) スポレキサント

第八号中(408)を(409)とし、(40)から(407)までを(41)から(408)までとし、(39)の次に次のように加える。

(40) アナグレリド

○厚生労働省告示第三百六十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第四十条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久